

## 令和4年度 第2回 静岡市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年10月20日(木) 午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館3階 第一会議室
- 3 出席者 (委員) 鈴木会長、遠藤副会長、深井委員、朝比奈委員、青木(陽)委員、杉山委員、中山委員、渡辺委員  
(事務局) 杉本農地利用課長、丸山農振係長、山本主任主事
- 4 欠席者 (委員) 青木(喜)委員、藤巻委員
- 5 傍聴人 なし
- 6 議 題 静岡市農業振興地域整備計画の変更について  
(1) 令和4年6月受付案件協議(除外3件、編入2件)  
(2) 静岡市農業振興地域整備計画の変更(定期変更)について
- 7 会議内容  
(鈴木会長) それでは、令和4年6月受付の案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) <令和4年6月受付案件協議(除外3件、編入2件)について説明>

### 【除外案件】

- |       |           |         |
|-------|-----------|---------|
| 整理番号1 | 事由：清水区吉原  | 一般住宅の建築 |
| 整理番号2 | 事由：葵区南二丁目 | 分家住宅の建築 |
| 整理番号3 | 事由：葵区吉津   | 駐車場の整備  |

### 【編入案件】

- |       |          |                         |
|-------|----------|-------------------------|
| 整理番号4 | 事由：清水区馬走 | 果樹支援対策事業を利用した樹園地整備      |
| 整理番号5 | 事由：葵区内牧  | 県経営体樹園地再編整備事業を利用した樹園地整備 |

以上、除外5件です。ご審議よろしくをお願いいたします。

- (鈴木会長) ありがとうございます。それでは所感を述べさせていただきます。
- まず1つ目の清水区吉原の案件ですが、除外予定地の北側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られており、排水についても合併浄化槽を設置することによって適切に計画されているようなので、特に問題はないと思います。
- 次に、2つ目の案件葵区南二丁目の案件ですが、除外予定地の南側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られており、排水についても公共下水とのことなので、特に問題はないと思います。
- 次に、3つ目の案件葵区吉津の案件ですが、除外予定地の東側に農地がありますが、土地所有者の承諾が得られており、被害防除についても適切に計画されているようなので、特に問題はないと思います。くれぐれもとなりの田んぼに影響がないように気を付けていただきたいと思います。
- 次に4つ目、5つ目は、青地編入とのことなのでぜひ農業を頑張っていただきたいと思います。
- 私から以上ですが、現地を確認していただいた遠藤委員なにかご意見ありますか。

(遠藤副会長) 1つ目の清水区吉原の案件ですが、周囲は荒廃が進んでいましたが、親の土地に家を建てたいとのことなので、大丈夫だろうと思いました。

2つ目の葵区南二丁目の案件ですが、周囲は宅地でこのような場所では、農業を続けていくことは難しいのではないのかなという印象でした。

3つ目の葵区吉津の案件ですが、申出者は医療法人とのことで、現在は車社会のため、通勤用の駐車場は必要だろうと思いますし、被害防除を適切に対応してもらえば特に問題ないと思います。

以上です。

(鈴木会長) ありがとうございます。以上ですが、委員の皆様、全体を通して質問等があればお願いします。

(青木(陽)委員) 言葉の使い方について教えてください。一般住宅と分家住宅と分けて説明していますが、違いがあるのでしょうか。

(事務局) 一般住宅は都市計画区域外に建築する住宅、分家住宅は市街化調整区域に建築する住宅です。

(杉山委員) 清水区吉原の案件について、私はこの地域の地元が庵原なのですが、吉原は山間地で人が少ない地域ですが、こういった場所に新しく人が住んでくれて、子どもが増えることはとても地域としてありがたいことだと思います。

葵区吉津の案件について、盛土を思うのですが、今回の台風のような大雨が降った際にアスファルトから田んぼに水が流れてしまうと困るので、きちんと用水路に流れるような適切な排水計画を立てていただきたいと思います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。いただいたご意見を申出者に伝えさせていただきます。

(深井委員) 葵区吉津の案件について、申出地の奥側のいま駐車場になっているところについてですが、駐車場の向きが気になりました。というのも、この向きだと排気が田んぼ側になっており、今回の申出地も同じような計画だとすると、個人的には排気が少し気になります。

また、編入案件についてですが、営農される方の年齢は何歳くらいなのでしょう。

(事務局) ご意見ありがとうございます。いただいたご意見を申出者に伝えさせていただきます。編入案件についてですが、清水区馬走については60代後半で30代後半の後継者がおります。また、葵区内牧については、70代前半で40代前半の後継者がおります。

(鈴木会長) 他にはご質問等ありませんか。

それでは、本日の変更案件につきましては、委員の皆様から様々なご質問やご意見がありました。これらのご意見を尊重し、手続きを進めていただきたいと思います。

続きまして、(2) 静岡市農業振興地域整備計画の変更(定期変更)について事務局より説明があります。よろしくお願ひします。

(事務局) <静岡市農業振興地域整備計画の変更(定期変更)について説明>

(鈴木会長) 11条公告や縦覧期間中は何をするのか教えてほしい。

(事務局) 新しい農業振興地域整備計画書の案を、市民の方に見ていただき、意見や異議申出を受け付けます。縦覧期間がおおむね30日、その後異議申出期間が15日です。

(鈴木会長) 青地のメリットを教えてください。

(事務局) 農用地としての利用に制限されるため、農用地以外の開発行為がされなくなり周囲も農用地以外の利用ができなくなるので、安定して農業に従事できる環境になります。また、農業振興施策の補助事業や融資が受けられるほか、相続税の税制上の軽減があります。

(鈴木会長) 地権者の立場から意見をすると、白地から青地になると土地の価値がかなり下がってしまうため、地域の同意を得ることはかなり難しいのではないかと、という印象があります。法律を守ることも大切ですが、法律を盾にせず、地元への丁寧な説明と意見を充分に聞いたうえで、判断をしていただきたい。

(中山委員) 林業も似たようなものなのですが、まずは担い手を育成することが重要だと思います。法律も大事ですが、地権者を締め付けるようなことがないような計画にしていただけたらと思います。

(渡辺委員) 地元は向敷地で農地利用最適化推進委員も兼任しています。25,6年前は地元の山もオレンジ色に染まっていたようなところもありましたが、年々後継者が減少し、今では荒廃が進んできています。市街化区域では生産緑地制度がありますが、指定解除も進んでいる現状なので、私も中山委員のご意見と同じなのですが、都市農業の維持も含めて、農地の確保よりも、まずは担い手の確保が重要だと思います。

(朝比奈委員) 私は夫婦2人市街化区域で農業を営んでおり、地元のファーマーズマーケットへ野菜を出荷していますが、農地の周りは家ばかりで、家と家の間に畑があるような環境です。高齢で、後継者はいないため今後はどうしようかと考えたりします。

(深井委員) フランスあたりでは、有機農業の方が多いと耳にしたことがありますが、有機農業に転換するにあたっては農薬や化学肥料を使わない期間を設けるなどで2年、3年と収入が減ったりなくなってしまうと聞いています。国では有機農業を今後増やしていきたい方針のようですし有機農業が良いのはわかりますが、農家にも生活がかかっていますので、経営を考える上で、補助金が出て収入が補償されるような政策があれば、有機農業

が進むのではないかと思ひ、そういった審議もどこかでしていただけたらいいのかなと思ひます。

また、いろいろな場やこういった計画などの文章には担い手の確保とよくできますが、現実には担い手はなかなか増えていないわけで、そんな中農地を確保しても耕作する人がいないので荒地になってしまうだけだと思ひます。担い手をどのように確保するか、人をどうやって農業に目を向かせるか、半農半Xという言葉も最近耳にしますが、一般の人の認知度はまだまだ低いと思ひるので、もっと周知する機会があればいいと思ひます。

(青木(陽)委員) 新しく農業に従事する若い人がいない要因の1つは、収入が安定しないからだと思ひています。一般のサラリーマン並かそれに近い水準まで収入があれば、大変な思いをするかもしれないが、ここまで農業者は少なくはないはずで、最近では資材高騰、そもそも生活物資自体も上がっており、最低賃金もここ5年で約13%上がっています。工業製品は原材料費高騰ということで価格転嫁されることも日々の生活で感じるのですが、一方、農産物の価格は上がっている気がしないです。農業製品はいままでの流れから市場で売ってもらっている、自分たちではなかなか値段が付けられない。直売所もありますが、割合はまだまだ少なく1割、2割程度。ほとんどのものが従来通りの既存の流通経路の中で値段を付けられており、それを見ながらちょっとだけ値段を上げることがあったり末端価格に合わせている状況。場合によっては、再生産価格を下回っていることもあり、それではやっていけないというのが農家の現状。それでは40%弱の食料自給率を向上させることも難しいのではないかと。つまり言ひたいことは、農業生産物が価格転嫁できるような仕組みが構築されていけばいいと思ひるとともに、農協グループとしても国会議員の皆様にも陳情しているところですし、価格転嫁について市場の方への理解を深めていただくような働きかけもしています。加えて一般の消費者にも実情を知ってもらえればもう少し価格転嫁ができ、農業収入も向上していくのではないかと。市、県、国にはいろいろなところに働きかけをし、広く周知してもらひたいと思ひますし、農業を続けていけるように、若い人が少しでも農業を始めて安定した収入を得れるといいと思ひます。

(鈴木会長) 他にはご意見等ありませんか。委員の皆様から意見がありました。これらの意見を尊重し、手続きを進めていただきたいと思ひます。

これにて議事を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。今後のスケジュールについて説明いたします。今回の案件は、静岡県との協議や公告、縦覧、異議の申し立て期間を経て、来年の3月頃に手続きが終了する予定となっております。

以上を持ちまして令和4年度第2回農業振興整備促進協議会を終了します。